

いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務 仕様書

1. 業務名

いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務

2. 業務概要

(1) 目的

いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事の設計業務を委託するもの

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月10日（火）まで

※ただし、交付金申請に必要な設計図書を令和7年12月26日（金）までに提出すること。詳細は「5. 業務仕様（4）実施設計の範囲および成果品」のとおり。

(3) リニューアル概要

「紙の博物館展示室等リニューアル工事に向けた与条件」参照

(4) 業務内容

①基本構想作成

「いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務 基本構想への与条件」に基づき、事業全体の方向性・コンセプトの作成。

②基本計画作成

基本構想に基づいて、具体的な目標・手段・スケジュールなどを定めた実行計画を作成。

③基本設計作成

基本計画に基づき、空間構成や展示手法などの具体的なデザイン案を作成し、事業全体のイメージを明確化する。

④実施設計作成

基本設計に基づき、施工・製作が可能となる詳細な設計図・仕様書を作成。

3. リニューアル工事の要件

(1) 工事概算額

50,000千円（税込）

(2) 工事予定期間

令和 8 年 7 月頃（工事契約）

令和 8 年 11 月下旬～令和 9 年 3 月中旬（休館期間）

4. 体制・人員に関する要件

本業務においては、単なる設備の更新にとどまらず、展示室全体の空間構成、照明計画、展示演出等を含めた総合的なデザインが求められる。また、当館のテーマである「土佐和紙」に対する文化的・技術的理解を踏まえた設計が重要となるため、展示デザインの有識者、空間演出の有識者、ならびに和紙に関する知見を有する専門家等を加えたチーム体制とすることが望ましい。

5. 業務仕様

（1）適用範囲

本仕様書は、「紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務」に適用する。なお、本仕様書で指示しないものについては「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和 6 年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。また、業務遂行上必要な事項は監督職員の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

（2）資格要件

管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士以上とする。

（3）交付金の活用

本業務は、内閣府が実施する「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）」制度を活用して実施するものであり、地域のにぎわい創出を図ることを目的とする。

したがって、設計にあたっては、交付金制度の趣旨・目的を十分に理解し、施設の利便性、機能性、地域性、持続可能性等に配慮した内容とすること。また、交付金の交付要綱・手引き等に示された要件を踏まえ、必要に応じて設計成果物や業務報告等の資料作成にも協力すること。

なお、交付金申請に必要な事業計画書・整備効果に関する資料等について、発注者と協議の上、設計成果物の一部を活用する形で作成支援を行うことがある。

(4) 実施設計の範囲および成果品

本業務は、令和6年度に実施された紙の博物館における空調設備改修工事に
関する実施設計業務（以下「空調設計業務」という）と一体的に取り扱う総合
的な実施設計業務とする。

本業務においては、次の条件を満たすこと。

1. 空調設計業務で得られた成果物・設計内容を踏まえ、展示リニューアル設
計業務と整合を図り、両者を統合した実施設計図書を作成すること。なお、
空調設計業務の実実施設計額は94,000千円（税込）程度となっている。
2. (3) の交付金申請に必要な設計図書として、令和7年12月26日
（金）までに実施設計書を提出すること。
3. その後、令和8年度の工事発注に使用する設計図書として、令和8年4月
時点で有効な内容となるように単価等の再調整を行い、履行期間内に最終版
の実実施設計書として取りまとめること。

6. 業務の実施

(1) 一般的事項

設計及び積算業務は、本仕様書に提示された条件によって行い、詳細な事
項については監督職員と協議すること。

また、積極的に改修内容の提案を行い、発注者と協議して採用となった内
容も設計に盛り込むこと。

(2) 打合せ等

打合せ等は契約締結後、以下の時機に行い、打合せ後は速やかに記録を作成
し、監督職員に提出すること。

- ・業務着手時の打ち合わせ
- ・設計にあたり、監督職員又は管理技術者が必要と認めた時の打ち合わせ

7. 成果物等

(1) 設計完了時に以下に示す成果物等を監督職員に提出すること。

○入札用設計図（A3版・紙）	1部
○入札用設計図（PDF形式）	1式
○工事積算数量算出書	1部
○工事積算数量調書	1部

○数量内訳書（金入り）	1 部
○数量内訳書（金抜き）	1 部
○単価決定表	1 部

8. その他、特記事項

- （１）設計に先立ち、監督職員と十分な協議を行うこと。
- （２）本業務において貸し出しできる設計資料は設計図等の紙媒体資料であるため、必要図面の作成も全て本業務内で実施すること。
- （３）参考図面は別添の通りであるが、現況と異なる場合があるため、留意すること。

9. その他

本仕様書に明示のない事項は両者協議により業務を進めるものとする。